

第十七節 情報提供及び優先審査に関する手続

I 出願公開（特64）

出願の日（優先権主張を伴う出願であるときは最先の出願の日、出願の日が遡及する出願であるときは原出願の日）から1年6か月を経過した出願は、出願の内容が公報に掲載され、出願公開されます。なお、出願公開前に、拒絶査定が確定した出願、放棄・取り下げされた出願又は却下された出願は、原則公開されません。（ただし、公報発行を中止することができない場合及び出願公開の請求があったものについては、除きます。）

また、早期公開については、第十五節「V 出願の早期公開」参照。

II 情報の提供

付与前情報提供の手続及び審査における取扱等

(1) 情報提供者（特施規13の2(1)柱書）

何人も情報提供をすることができます。

(2) 情報提供の対象となる特許出願（特施規13の2(1)柱書）

特許庁に係属している特許出願について情報提供をすることができます。

例えば、設定登録がされたもの、拒絶査定が確定した出願、放棄・取り下げされた出願又は却下された出願は除かれます。

なお、審査請求の有無は問いません。

(3) 提出することができる情報（特施規13の2(1)①～④）

① 対象出願（外国語書面出願を除く）の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面についての補正が、特許法第17条の2第3項に規定する要件を満たしていない（新規事項）旨の情報（翻訳文新規事項は含まれません）。

② 対象出願の請求項に係る発明が、特許法第29条第1項柱書の発明でない又は産業上利用できる発明でない旨の情報。

③ 対象出願の請求項に係る発明が、特許法第29条第1項各号の規定（新規性）により特許を受けることができない旨の情報（頒布刊行物に係るものに加え、公知発明又は公用発明に基づくものを含む）。

④ 対象出願の請求項に係る発明が、特許法第29条第2項（進歩性）の規定により特許を受けることができない旨の情報。

⑤ 対象出願の請求項に係る発明が、特許法第29条の2の規定により特許を受けることができない旨の情報。

⑥ 対象出願の請求項に係る発明が、特許法第39条第1項から第4項までの規定により特許を受けることができない旨の情報。

⑦ 対象出願が、特許法第36条第4項又は第6項（第4号は除く）に規定する要件を満たしていない旨の情報。

⑧ 対象出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項が外国語書面に記載した事項の範囲内でない（原文新規事項）旨の情報。

(注) 拒絶理由のうち、特許法第17条の2第4項（発明の特別な技術的特徴を変更する補正）、特許法第25条（権利の享有）、特許法第32条（公序良俗）、特許法第36条第6項第4号（請求項の記載形式）、特許法第37条（単一性）、特許法第38条（共同出願人）、特許法第49条第3号（条約違反）及び特許法第49条第7号（冒認）並びに外国語書面出願に係る特許法第17条の2第3項（翻訳文新規事項）に係るものについては、情報提供をすることができません。

(4) 提供可能な資料（特施規13の2(1)柱書）

情報提供者は、提供しようとする情報が正しいものであることを証明するため、「書類」を提出することができます。提出できる「書類」には、従来認められていた刊行物若しくはその写し又は特許出願若しくは実用新案登録出願の明細書、請求の範囲若しくは図面の写しのほか、実験成績証明書等の証明書類が含まれます。

(5) 情報提供者へのフィードバック

情報の利用状況については、提供者の希望によりフィードバックを行います。

その内容は、

- a. 提供された情報が情報提供前の拒絶理由通知に既に利用されたか、
- b. 情報提供後の第1回目の拒絶理由通知に利用されたかどうか、です。

（2回目以降の拒絶理由通知に利用されたかどうか、及び最終的審査結果についてはフィードバックしません）。

(6) 出願人への通知

情報提供があった事実は出願人に通知されます。

(7) 提供された情報の閲覧

提供された情報は閲覧に供します。

(8) 無記名による情報提供（特施規13の2(3)）

提出者の氏名若しくは名称、住所若しくは居所は省略することができます。なお、上記(5)のフィードバックを希望する場合は、提出者の氏名若しくは名称、住所若しくは居所の記載は省略できません。

(9) 情報提供者の当該情報に関する釈明・面接等の機会

情報提供者は出願の審査における当事者ではないので、当該情報に関する釈明や対象出願の特許の可否についての説明等のために面接等により審査官と連絡をとることはできません。また、特許法第194条第1項により審査官が書類等の提出を求める対象者となることもできません。

(10) 査定等がされた後に提供された情報の取り扱い

特許査定後に審査官が利用可能となった情報提供については考慮しません。

拒絶査定後に審査官が利用可能になった情報提供については、審査（前置審査を除く）においてはこれを考慮しません。

審理最終後に審判合議体が利用可能になった情報提供については考慮しません。

(11) 刊行物等提出書の様式

(1)の情報の提供は、特許法施行規則様式第20により作成した刊行物等提出書を提出します。

特施規様式第20（第13条の2、第13条の3関係）

【書類名】	刊行物等提出書
（【提出日】	令和 年 月 日）
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	
【提出者】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【代理人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【提出する刊行物等】	
【提出の理由】	

〔備考〕

- 1 「【事件の表示】」の欄は、次の要領で記載する。
 - イ 「【出願番号】」には、「特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」のように特許出願の番号を記載する。
 - ロ 国際特許出願について、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」の欄を「【国際出願番号】」とし、「PCT/〇〇〇〇/〇〇〇〇〇〇」のように国際出願番号を記載し、「【国際出願番号】」の欄の次に「【出願の区分】」の欄を設けて「特許」と記載する。
 - ハ 審判に係属中のものについては、「【事件の表示】」の欄の次に「【審判番号】」の欄を設けて、「不服〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」のように当該審判の番号を記載し、かつ、「【出願番号】」には、出願の番号を記載する。ただし、審判の番号が通知されていないときは「【審判番号】」を「【審判請求日】」とし、審判請求をした年月日を記載する。
 - ニ 第13条の3第1項の規定により提出するときは、「【事件の表示】」の欄を「【特許番号】」とし、特許の番号を記載する。
- 2 「【提出者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【提出者】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
【提出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 3 「【識別番号】」には、識別番号をなるべく記載するものとし、記載しないときは「【識別番号】」の欄に「省略」と記載する。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「【識別番号】」の欄は設けるには及ばない。
- 4 第13条の2第3項（第13条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定により提出者の住所若しくは居所又は氏名若しくは名称を省略するときは、「【住所又は居所】」又は「【氏名又は名称】」の欄に「省略」と記載する。
- 5 「【提出の理由】」の欄には、当該刊行物等によりその特許出願が第13条の2第1項各号又はその特許が第13条の3第1項各号のいずれかに該当するものであるとする理由を記載する。
- 6 その他は、様式第2の備考1から4まで、11から14まで、16から18まで、22及び24から26まで並びに様式第13の備考9と同様とする。この場合において、様式第2の備考26中「（【手数料の表示】）」とあるのは「【提出の理由】」と、様式第13の備考9中「【補正の内容】」とあるのは「【提出の理由】」と読み替えるものとする。

Ⅲ 優先審査に関する事情説明書の手続

出願公開になった発明を第三者が実施している場合、又は出願人からの警告を受けた場合、事情説明書の提出により状況が明確になったときは優先的に審査を行い混乱を防ごうとするものです（特48の6）。

事情説明書には実施の状況等を記載し、公開公報、警告状の写し、実施の事実の証明書、従来の技術の刊行物の写し等を添付して提出します。

優先審査に関する事情説明書は、次の様式により作成します。

特施規様式第46（第31条の3関係）

【書類名】	優先審査に関する事情説明書
（【提出日】	令和 年 月 日）
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	
【提出者】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【代理人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【実施の状況等】	
【提出物件の目録】	

〔備考〕

- 1 「【提出者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

 【提出者】

 【識別番号】

 【住所又は居所】

 【氏名又は名称】

 【提出者】

 【識別番号】

 【住所又は居所】

 【氏名又は名称】

- 2 「【実施の状況等】」の欄には、「1. 実施の状況」、「2. 実施等による影響」及び「3. 折衝の経過」の項目を設けて、次の要領で記載する。

イ 「1. 実施の状況」には、実施者の住所、氏名及び電話番号、実施者が特許出願人と取引関係、人的・資本的关系等を有するときはその関係、実施に係る物又は方法、実施の場所、

実施の時期、生産・使用・販売等実施の方法及びその数量又は金額その他実施の状況を明らかにする事項を具体的に記載する。

ロ 「2. 実施等による影響」には、提出者が、特許出願人であるときは実施により受けている影響、特許出願人でないときは特許出願人の警告等により受けている影響を具体的に記載する。

ハ 「3. 折衝の経過」には、実施に関して行われた特許出願人と実施者との折衝の経過及びその結果を具体的に記載する。

3 次に掲げる書類又は物件を優先審査に関する事情説明書に添付する。

イ 警告状の写し

ロ 特許出願人でない者の実施に係る物又は方法の説明書及び必要な図面並びにその実施が特許出願に係る発明の実施となる理由を具体的に記載した書面

ハ 「1. 実施の状況」に記載した事項の根拠となる書類又は物件

ニ 提出者が特許出願人でないものであるときは、その特許出願に係る発明が特許要件を欠くものであるとする理由を記載した書面及びその根拠となる刊行物その他の書類

4 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び22から25まで並びに様式第4の備考2及び4と同様とする。